

東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

発信時刻

14 時 40 分

様式9-1

第25条報告

送信枚数 ( 1 / 3 )

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第25207報)

2023年12月5日

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー  
福島第一原子力発電所  
原子力防災管理者 田南 達也

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分 (24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2)(注3)	(対応日時, 対応の概要) 護岸地下水観測孔 分析結果について、下記のとおりお知らせいたします。  ・護岸地下水観測孔 分析結果 [採取日 12月4日]  福島第一護岸地下水について、一部のデータ(護岸地下水観測孔 分析結果(1/2)護岸地下水 地下水観測孔No. 0-2 Cs-137)が、至近の分析結果と比較して上昇しております。 なお、海側遮水壁の外側の海水分析結果に有意な変動は見られておりません。  至近の分析結果と比較し上昇が見られたことから定時報告と別に通報いたします。  【公表区分:D】 ※添付の有 <sup>り</sup> ・無し (注4)
その他の事項の対応(注5)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した特定事象の発生箇所, 発生時刻, 種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況, 故障機器の応急復旧, 拡大防止措置等の時刻, 場所, 内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 当該原子力事業所所在市町村において震度6弱以上の地震が発生した場合, また震度によらず警戒事態該当事象または特定事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は, その発生日時, 観測用地震計の加速度gal数(水平方向, 鉛直方向)を記入する。

(注4) 新たに警戒事態該当事象または特定事象が発生した場合は, 本様式に加えて様式9-1添付を用いて報告する。なお, 様式9-1添付を用いた報告は当該事象が非該当となるまで継続して行う。

(注5) 緊急時対策本部の設置状況, 被ばく患者発生状況等について記載する。

2023年12月5日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・γ・塩素)

(1/2)

採取地点	採取日時	全β (Bq/L)	その他放射性核種					Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	塩素 (ppm)
			Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Ru-106 (Bq/L)	Sr-125 (Bq/L)	分析項目			
No.0-1	2023/12/04 07:30	2.1E+02	< 1.6E+00	< 1.8E+00	< 1.9E+01	< 6.1E+00	2.1E+00	6.8E+01	—	
No.0-1-2	2023/12/04 07:34	7.2E+01	< 2.4E-01	< 2.5E-01	< 2.8E+00	< 1.3E+00	5.4E-01	3.2E+01	—	
No.0-2	2023/12/04 07:46	6.0E+02	< 3.3E-01	< 3.9E-01	< 7.8E+00	< 3.7E+00	7.0E+00	3.5E+02 *	—	
No.0-3-1	2023/12/04 07:38	2.6E+01	< 2.2E-01	< 2.2E-01	< 2.3E+00	< 9.7E-01	< 2.5E-01	1.3E+01	—	
No.0-3-2	2023/12/04 07:42	6.0E+01	< 3.3E-01	< 3.4E-01	< 3.8E+00	< 1.5E+00	6.7E-01	2.7E+01	—	
No.0-4	2023/12/04 07:50	6.0E+01	< 3.2E-01	< 3.7E-01	< 3.9E+00	< 1.9E+00	7.3E-01	4.0E+01	—	
No.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
No.1-6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
No.1-8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
No.1-9 ※1	2023/12/04 08:15	2.9E+01	—	—	—	—	—	—	6.6E+01	
No.1-11	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
No.1-12	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
No.1-14	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
No.1-16	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
No.1-17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

※1 No.1-9は、採水器による誤差であるため、γ測定は実施せず、全βは参考値として追後に測定。

\* 除去最高値

「護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・γ・塩素)」および「2023年08月31日以前公表資料」

「福島第一発電所内、放水口付近、護岸の詳細分析結果 護岸地下水」で発表に示した値との比較

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・γ・塩素)

(2/2)

観測地点	採取日時	全β (Bq/L)	その他の放射性核種					Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	塩素 (ppm)
			Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Ru-106 (Bq/L)	Sb-125 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)			
1,2号機ウエルポイント 汲み上げ水		-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2	2023/12/04 07:54	2.2E+02	< 2.4E-01	< 3.1E-01	< 3.2E+00	< 1.2E+00	< 2.8E-01	1.4E+01	-	-
No.2-2	2023/12/04 08:06	1.3E+02	< 1.5E+00	< 2.2E+00	< 2.0E+01	< 8.0E+00	< 2.1E+00	6.2E+01	-	-
No.2-3	2023/12/04 08:10	4.8E+04	< 3.5E-01	< 2.1E-01	< 3.8E+00	< 1.7E+00	< 3.8E-01	1.7E+01	-	-
No.2-5 ※2	2023/12/04 06:33	2.1E+05	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-7	2023/12/04 07:58	3.4E+02	< 3.9E-01	< 4.3E-01	< 4.2E+00	< 1.5E+00	< 4.9E-01	2.9E+01	-	-
No.2-8	2023/12/04 08:02	4.5E+03	< 3.2E-01	< 3.1E-01	< 3.7E+00	< 1.3E+00	9.0E-01	2.9E+01	-	-
2,3号機改修ウエル 汲み上げ水		-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-5 ※2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3,4号機改修ウエル 汲み上げ水		-	-	-	-	-	-	-	-	-

・不符号 (< ; 小文字) は、検出限界未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・O. 0E+0とは、 $0.0 \times 10^0$ であることを示す。

(例) 3.1E+01は $3.1 \times 10^1$ で31, 3.1E+00は $3.1 \times 10^0$ で3.1, 3.1E-01は $3.1 \times 10^{-1}$ で0.31と読み取る。

※2 No.2-5, No.3-5は、取水器による採取であるため、V測定は実施せず。全βは参考値としての高線に測定。

東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

発信時刻 14 時 40 分

様式9-1

第25条報告

送信枚数 ( 1 / 15 )

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第25208報)

2023 年 12 月 5 日

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー  
福島第一原子力発電所  
原子力防災管理者 田南 達也

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分 (24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2)(注3)	<p>(対応日時, 対応の概要) プラント関連パラメータ、タンクエリアパトロール結果等について、下記のとおりお知らせいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント関連パラメータ [12月5日11時00分現在]</li> <li>・サブドレン等 分析結果 [採取日 12月4日]</li> <li>・集中廃棄物処理施設周辺サブドレン水 分析結果 [採取日 12月4日]</li> <li>・構内排水路 分析結果 [採取日 12月4日]</li> <li>・構内排水路 排水路流量と分析結果 [採取日 11月17日~11月23日]</li> <li>・護岸地下水観測孔 分析結果 [採取日 11月30日]</li> <li>・海水分析結果&lt;港湾内&gt; [採取日 12月4日]</li> <li>・海水分析結果&lt;発電所から3km以内&gt; [採取日 10月9日、12月4日]</li> <li>・地下貯水槽(周辺観測孔)分析結果 [採取日 12月4日]</li> <li>・地下貯水槽(ドレン孔・検知孔・海側観測孔)分析結果 [採取日 12月4日]</li> </ul> <p>・発電所敷地内におけるモニタリング結果について、前回のお知らせから有意な変動はありません。</p> <p>・タンクエリアパトロール及び汚染水タンク水位計による常時監視において、漏えい等の異常はありません。</p> <p>・建屋滞留水の移送状況について、パトロール及び警報監視において、漏えい等の異常は確認されません。</p> <p>サブドレン他水処理施設一時貯水タンクKの当社及び第三者機関による分析結果については、共に運用目標値を満足していたことから、12月6日に排水を実施します。</p> <p>排水開始・終了の実績については、別途お知らせします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サブドレン・地下水ドレン浄化水 排水前分析結果 [採取日 12月1日]</li> </ul> <p>【公表区分：その他】</p> <p>※添付の有(有)・無し (注4)</p>

(2/15)

その他の事項の対応 (注5)	なし
-------------------	----

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 当該原子力事業所所在市町村において震度6弱以上の地震が発生した場合、また震度によらず警戒事態該当事象または特定事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は、その発生日時、観測用地震計の加速度gal数(水平方向、鉛直方向)を記入する。

(注4) 新たに警戒事態該当事象または特定事象が発生した場合は、本様式に加えて様式9-1添付を用いて報告する。なお、様式9-1添付を用いた報告は当該事象が非該当となるまで継続して行う。

(注5) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

福島第一原子力発電所 プラント関連パラメータ

2023年12月5日 11:00現在

2023年12月5日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー

	1号機	2号機	3号機	4号機
原子炉注水状況	給水系: 26 m <sup>3</sup> /h CS系: 1.3 m <sup>3</sup> /h	給水系: 00 m <sup>3</sup> /h CS系: 1.5 m <sup>3</sup> /h	給水系: 2.0 m <sup>3</sup> /h CS系: 2.0 m <sup>3</sup> /h	
原子炉圧力容器 内部温度	VESSEL BOTTOM HEAD (TE-263-69L1): 22.1 °C 原子炉 SKIRT JOINT 上部 (TE-263-69H1): 19.0 °C VESSEL DOWN COMMER (TE-263-69G2): 21.4 °C	VESSEL WALL ABOVE BOTTOM HEAD (TE-2-3-69H3): 31.5 °C RPV温度 (TE-2-3-69R): 31.8 °C	スカートジャンクション上部温度 (TE-2-3-69F1): 25.5 °C RPV底部ヘッド上部温度 (TE-2-3-69H1): 25.4 °C	
原子炉格納容器 内温度	HVH-12A RETURN AIR (TE-1625A): 21.7 °C HVH-12A SUPPLY AIR (TE-1625F): 21.6 °C	RETURN AIR DRYWELL COOLER (TE-16-114B): 33.5 °C SUPPLY AIR D/W COOLER HVH2-16B (TE-16-114G#1): 31.9 °C	PCV温度 (TE-16-002): 23.5 °C 格納容器空調機供給空気温度 (TE-16-114F#1): 25.0 °C	
原子炉格納容器 圧力	0.31 kPa g	1.42 kPa g	0.51 kPa g	
蓄熱器注入流量 ※3	RPV (RVH-A): - Nm <sup>3</sup> /h (RVH-B): 16.02 Nm <sup>3</sup> /h (JP-A): 14.77 Nm <sup>3</sup> /h (JP-B): - Nm <sup>3</sup> /h PCV: - Nm <sup>3</sup> /h ※4	RPV-A: 6.20 Nm <sup>3</sup> /h RPV-B: 6.11 Nm <sup>3</sup> /h PCV: - Nm <sup>3</sup> /h ※4	RPV-A: 7.43 Nm <sup>3</sup> /h RPV-B: 7.60 Nm <sup>3</sup> /h PCV: - Nm <sup>3</sup> /h ※4	
原子炉格納容器 力ス管理システム 排気流量	21.5 m <sup>3</sup> /h	17.32 Nm <sup>3</sup> /h	22.28 Nm <sup>3</sup> /h	
原子炉格納容器 水温温度 ※1	A系: 0.00 vol% B系: 0.00 vol%	A系: 0.05 vol% B系: 0.03 vol%	A系: 0.14 vol% B系: 0.14 vol%	
原子炉格納容器 放射線温度 I Xe135 ※2	A系: 指示値 1.41E-03 検出限界値 5.21E-04 B系: 指示値 1.19E-03 検出限界値 3.52E-04	A系: 指示値 ND 検出限界値 1.2E-01 B系: 指示値 ND 検出限界値 1.2E-01	A系: 指示値 ND 検出限界値 1.9E-01 B系: 指示値 ND 検出限界値 1.9E-01	
使用済燃料プール 水温度	20.2 °C	18.0 °C	※5	※5
FPC注水ノック 水位	3.88 m	3.88 m	4.00 m	3.51 X100mm

※1: 格納容器内温度は、0.00 vol%と表示される。 (0.00 vol%未満の場合は、計測精度により0.00 vol%と表示される可能性がある)

※2: 原子炉格納容器力ス管理システムは、原子炉格納容器力ス管理システムと、原子炉格納容器力ス管理システムとの間で稼働している。

※3: 放射線温度は、原子炉格納容器力ス管理システムと、原子炉格納容器力ス管理システムとの間で稼働している。

※4: 放射線温度は、原子炉格納容器力ス管理システムと、原子炉格納容器力ス管理システムとの間で稼働している。

※5: 全格納容器の水位は、原子炉格納容器力ス管理システムと、原子炉格納容器力ス管理システムとの間で稼働している。

【重要事項】  
放射線温度については、計測精度の低下を受け、事故対応時の放射線モニタリングに使用しないこと。また、放射線温度の異常発生時には、直ちに調査を行い、原因を特定し、必要に応じて対応を行うこと。また、放射線温度の異常発生時には、直ちに調査を行い、原因を特定し、必要に応じて対応を行うこと。また、放射線温度の異常発生時には、直ちに調査を行い、原因を特定し、必要に応じて対応を行うこと。

2023年12月5日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所推進カンパニー

## サブドレン等 分析結果 (γ)

採取地点	採取日時	分析項目		
		I-131 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1号機サブドレン	2023/12/04 06:45	< 6.7E+00	< 4.2E+00	1.0E+02
2号機サブドレン	2023/12/04 06:50	< 1.5E+01	5.0E+01	2.8E+03
3号機サブドレン	2023/12/04 06:58	< 4.4E+00	< 5.8E+00	< 5.3E+00
4号機サブドレン	2023/12/04 07:10	< 4.1E+00	< 3.9E+00	< 5.1E+00
5号機サブドレン	—	—	—	—
6号機サブドレン	—	—	—	—
構内深井戸	—	—	—	—

・不等号 (<:小なり) は、検出限界値未満 (ND)を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・0.0E±0とは、 $0.0 \times 10^{+0}$ であることを意味する。

(例) 3.1E+01は $3.1 \times 10^1$ で31, 3.1E+00は $3.1 \times 10^0$ で3.1, 3.1E-01は $3.1 \times 10^{-1}$ で0.31と読む。

2023年12月5日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー

集中廃棄物処理施設周辺サブドレン水 分析結果 (γ)

採取地点	採取日時	分析項目		
		I-131 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
4号T/B建屋南東	2023/12/04 07:10	< 4.1E+00	< 3.9E+00	< 5.1E+00
プロセス主建屋北東	2023/12/04 07:30	< 4.3E+00	< 5.5E+00	< 6.0E+00
プロセス主建屋南東	2023/12/04 07:35	< 4.4E+00	< 5.4E+00	< 4.4E+00
雑固体廃棄物減容処理建屋南	2023/12/04 07:45	< 4.7E+00	< 4.6E+00	< 4.0E+00
サイトバンカ建屋南西	2023/12/04 07:55	< 4.2E+00	< 5.1E+00	< 4.4E+00
焼却工作建屋西側	2023/12/04 07:40	< 4.4E+00	< 4.2E+00	3.7E+01
雑固体廃棄物減容処理建屋北	2023/12/04 07:20	< 4.4E+00	< 5.1E+00	< 4.4E+00
サイトバンカ建屋南東	2023/12/04 07:50	< 4.2E+00	< 4.9E+00	< 4.9E+00

・不等号 (<:小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・O.OE±Oとは、 $O.O \times 10^{O.O}$ であることを意味する。

(例) 3.1E+01は $3.1 \times 10^1$ で31, 3.1E+00は $3.1 \times 10^0$ で3.1, 3.1E-01は $3.1 \times 10^{-1}$ で0.31と読み。

・サイトバンカ建屋南西は、1回/週程度の頻度で分析を実施。



2023年12月5日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

### 構内排水路 分析結果 (全β・γ)

採取地点	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
A排水路	2023/12/04 07:25	6.1E+00	< 5.7E-01	3.8E+00
物産場排水路	2023/12/04 07:35	3.1E+00	< 7.7E-01	< 7.4E-01
K排水路	2023/12/04 06:00	8.4E+00	< 5.0E-01	3.5E+00
BC排水路	2023/12/04 06:00	< 2.7E+00	< 3.5E-01	< 4.8E-01
D排水路	2023/12/04 07:30	< 2.7E+00	< 4.6E-01	< 6.0E-01
5,6号機排水路※1	—	—	—	—

・不等号 (<: 小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・O.OE±Oとは、O.O×10<sup>±O</sup>であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10<sup>1</sup>で31, 3.1E+00は3.1×10<sup>0</sup>で3.1, 3.1E-01は3.1×10<sup>-1</sup>で0.31と読む。

・採取当日の降雨量は0 mm

・排水路流量情報は、解析中のため後日公表する。

※1 5,6号機排水路は1回/月に分析を実施。

2023年12月5日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

### 構内排水路 排水路流量と分析結果 (全β・H-3・Y)

採取地点	採取日時	降雨量 (mm/日)	流量 (m <sup>3</sup> /秒)	分析項目			
				全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
A排水路	2023/11/17 08:00	34.0	0.121	2.0E+01	—	< 5.3E-01	1.9E+01
	2023/11/18 08:10	0.0	0.002	< 3.1E+00	—	< 6.7E-01	2.0E+00
	2023/11/19 07:45	0.0	0.002	7.3E+00	—	< 4.5E-01	5.2E+00
	2023/11/20 07:20	0.0	0.001	7.4E+00	—	< 4.1E-01	5.2E+00
	2023/11/21 08:00	0.0	0.001	9.9E+00	—	< 6.8E-01	7.3E+00
	2023/11/22 07:40	0.0	0.002	1.1E+01	< 8.8E+00	< 4.1E-01	6.3E+00
	2023/11/23 06:53	0.0	0.002	7.4E+00	—	< 6.8E-01	4.4E+00
物掘場排水路	2023/11/17 08:10	34.0	0.060	1.2E+01	—	< 6.1E-01	1.1E+01
	2023/11/18 08:05	0.0	0.012	< 3.1E+00	—	< 5.5E-01	2.3E+00
	2023/11/19 07:55	0.0	0.012	< 2.8E+00	—	< 6.6E-01	1.5E+00
	2023/11/20 07:30	0.0	0.011	3.1E+00	—	< 6.5E-01	< 8.1E-01
	2023/11/21 08:07	0.0	0.020	< 3.7E+00	—	< 4.7E-01	1.1E+00
	2023/11/22 07:30	0.0	0.017	< 3.0E+00	< 8.6E+00	< 5.7E-01	9.1E-01
	2023/11/23 06:48	0.0	0.012	< 2.9E+00	—	< 5.2E-01	1.1E+00
K排水路	2023/11/17 06:00	34.0	0.036	9.2E+00	—	< 5.0E-01	5.2E+00
	2023/11/18 06:00	0.0	0.017	2.4E+01	—	< 4.4E-01	1.6E+01
	2023/11/19 06:00	0.0	0.014	1.2E+01	—	< 5.0E-01	8.0E+00
	2023/11/20 06:00	0.0	0.014	1.2E+01	—	< 4.6E-01	7.4E+00
	2023/11/21 06:00	0.0	0.013	6.9E+00	—	< 4.1E-01	6.1E+00
	2023/11/22 07:40	0.0	0.012	9.4E+00	8.0E+01	< 7.0E-01	6.8E+00
	2023/11/23 06:00	0.0	0.011	7.2E+00	—	< 5.7E-01	5.2E+00
BC排水路	2023/11/17 06:00	34.0	0.177	< 3.0E+00	—	< 5.4E-01	< 4.8E-01
	2023/11/18 06:00	0.0	0.009	1.2E+01	—	< 4.4E-01	< 5.6E-01
	2023/11/19 06:00	0.0	0.004	6.4E+00	—	< 4.5E-01	< 5.1E-01
	2023/11/20 06:00	0.0	0.004	4.2E+00	—	< 4.1E-01	< 6.7E-01
	2023/11/21 06:00	0.0	0.004	< 3.7E+00	—	< 7.9E-01	< 6.2E-01
	2023/11/22 06:00	0.0	0.004	< 3.0E+00	< 8.6E+00	< 4.6E-01	< 4.9E-01
	2023/11/23 06:00	0.0	0.004	< 2.9E+00	—	< 6.6E-01	< 7.9E-01
D排水路	2023/11/17 08:05	34.0	0.119	2.1E+01	—	< 5.8E-01	2.0E+01
	2023/11/18 08:15	0.0	0.020	< 3.1E+00	—	< 6.3E-01	< 7.3E-01
	2023/11/19 07:50	0.0	0.025	< 2.8E+00	—	< 7.3E-01	< 6.2E-01
	2023/11/20 07:25	0.0	0.021	< 2.9E+00	—	< 5.5E-01	< 7.1E-01
	2023/11/21 08:04	0.0	0.020	< 3.7E+00	—	< 4.4E-01	< 5.3E-01
	2023/11/22 07:35	0.0	0.020	< 3.5E+00	< 8.6E+00	< 6.6E-01	< 7.1E-01
	2023/11/23 06:56	0.0	0.022	< 3.4E+00	—	< 4.6E-01	< 5.2E-01
5,6号機排水路	—	—	—	—	—	—	—

・不符号 (< ; 小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・〇.〇E±〇とは、〇.〇×10<sup>±〇</sup>であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10<sup>1</sup>で31, 3.1E+00は3.1×10<sup>0</sup>で3.1, 3.1E-01は3.1×10<sup>-1</sup>で0.31と読み。

・流量以外は誤にお知らせ済み。

2023年12月5日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・H-3・γ・塩素)

(1/2)

採取地点	採取日時	分析項目									
		全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Ru-106 (Bq/L)	Sr-125 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	塩素 (ppm)	
No.0-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-1-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-3-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-3-2	2023/11/30 09:05	< 1.4E+01	8.9E+03	< 3.4E-01	< 3.3E-01	< 3.1E+00	< 4.2E-01	8.9E-01	-	-	
No.0-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.1-6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.1-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.1-9 ※1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.1-11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.1-12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.1-14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.1-16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.1-17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

・不詳号 (<:小振り) は、検出限界値未満 (ND) を表す。  
 ・測定対象外および検出中の項目は「-」と記す。  
 ・O.E.E.Oとは、 $0.0 \times 10^0$ であることを意味する。  
 (例)  $3.1E+01$ は $3.1 \times 10^1$ で31,  $3.1E+00$ は $3.1 \times 10^0$ で3.1,  $3.1E-01$ は $3.1 \times 10^{-1}$ で0.31と読み。  
 ・H-3以外は国にお知らせ済み。  
 ※1 No.1-9は、採取量による採取であるため、γ測定は実施せず、全βは参考値としての測定に満足。

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・H-3・Y・塩素)

(2/2)

採取地点	採取日時	分析項目											
		全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Ru-106 (Bq/L)	Sb-125 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	1塩素 (ppm)			
1,2号機ウエルポート 汲み上げ水													
No.2	2023/11/30 07:55	2.0E+02	2.8E+02	< 3.3E-01	< 4.0E-01	< 3.0E+00	< 1.2E+00	< 2.7E-01	3.8E+00				
No.2-2	2023/11/30 07:40	2.0E+02	2.2E+02	< 9.1E-01	< 1.8E+00	< 1.3E+01	< 5.4E+00	1.3E+00	7.7E+01				
No.2-3	2023/11/30 07:35	3.3E+04	4.3E+03	< 3.4E-01	< 4.1E-01	< 3.6E+00	< 1.6E+00	5.7E-01	3.2E+04				
No.2-5 #2													
No.2-6													
No.2-7													
No.2-8	2023/11/30 08:00	3.5E+03	4.3E+02	< 3.0E-01	< 3.8E-01	< 3.0E+00	< 1.4E+00	< 3.8E-01	4.5E+00				
2,3号機ウエル 汲み上げ水													
No.3	2023/11/30 07:21	5.0E+02	2.1E+03	< 2.1E-01	< 1.9E-01	< 4.1E+00	< 2.1E+00	2.6E+00	1.5E+02				
No.3-2	2023/11/30 07:50	6.8E+02	6.4E+02	< 1.2E+00	< 2.1E+00	< 4.4E+01	< 5.7E+00	< 1.8E+00	4.2E+01				
No.3-3	2023/11/30 07:45	1.6E+03	2.5E+03	< 3.5E+00	< 5.5E+00	< 2.8E+01	< 1.8E+01	< 5.0E+00	1.1E+02				
No.3-4	2023/11/30 07:25	6.6E+01	2.7E+02	< 5.9E-01	< 8.8E-01	< 7.0E+00	< 3.1E+00	< 8.2E-01	3.9E+01				
No.3-5 #2	2023/11/30 07:30	3.7E+01	< 1.1E+02								2.6E+02		
3,4号機ウエル 汲み上げ水													

・不符号 (<:小切り) は、検出限界未満 (ND) を表す。  
 ・測定対象および検出停止の項目は「-」と記す。  
 ・O.O.E.Cとは、 $0.0 \times 10^{60}$  であることを意味する。  
 ・例) 3.1E+01は $3.1 \times 10^1$ で31、3.1E+00は $3.1 \times 10^0$ で3.1、3.1E-01は $3.1 \times 10^{-1}$ で0.31と読み。  
 ・H-3以外は固に知らぬ読み。  
 ※2 No.2-5、No.3-5は、採水器による採取であるため、正確性は保証せず、全βは参考値としての結果に測定。

2023年12月5日

東京電力ホールディングス株式会社

福島第一廃炉推進カンパニー

## 海水分析結果&lt;港湾内&gt; (全β・γ)

試料名称	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1F 5号機取水口前	2023/12/04 07:40	< 1.1E+01	< 3.3E-01	< 3.1E-01
1F 物揚場前	2023/12/04 07:20	< 1.1E+01	< 3.3E-01	< 3.1E-01
1F 1~4号機取水口内北側 (東波除堤北側)	2023/12/04 07:15	< 1.1E+01	< 2.8E-01	3.1E-01
1F 1~4号機取水口内南側 (遮水壁前)	2023/12/04 07:06	< 1.1E+01	< 3.1E-01	3.0E+00
1F 港湾口	2023/12/04 06:59	< 1.4E+01	< 3.2E-01	< 3.5E-01
1F 港湾中央	2023/12/04 06:50	< 1.4E+01	< 2.5E-01	< 3.0E-01
1F 港湾内東側	2023/12/04 06:53	< 1.4E+01	< 2.4E-01	< 2.9E-01
1F 港湾内西側	2023/12/04 06:48	< 1.4E+01	< 3.6E-01	< 3.1E-01
1F 港湾内北側	2023/12/04 06:45	< 1.4E+01	< 2.9E-01	3.0E-01
1F 港湾内南側	2023/12/04 06:56	1.4E+01	< 3.6E-01	< 2.9E-01
WHOの飲料水水質ガイドライン※1			1.0E+01	1.0E+01

・不等号 (<:小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・ $0.0E\pm 0$ とは、 $0.0\times 10^{*0}$ であることを意味する。

(例)  $3.1E+01$ は $3.1\times 10^1$ で31,  $3.1E+00$ は $3.1\times 10^0$ で3.1,  $3.1E-01$ は $3.1\times 10^{-1}$ で0.31と読む。

・物揚場前は、シルトフェンス開閉を行った日は開閉実施後にもサンプリングを実施。

※1 WHOの飲料水水質ガイドラインにおける, Cs-134, Cs-137の指標

・分析結果の評価については「福島第一原子力発電所の状況について (日報)」を参照 <https://www.tepco.co.jp/press/report/>

(11/15)

2023年12月5日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー

海水分析結果＜発電所から3km以内＞ (全β・H-3・Sr・Y)

試料名称	採取日時	分析項目				
		全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Sr-90 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1F 5,6号機放水口北側 (T-1)	2023/10/09 07:40	1.1E+01	分析中	1.2E-02	< 7.3E-01	< 6.0E-01
1F 南放水口付近 (T-2)	2023/10/09 08:20	1.2E+01	分析中	5.0E-03	< 7.3E-01	< 7.4E-01
WHOの飲料水水質ガイドライン※1			1.0E+04	1.0E+01	1.0E+01	1.0E+01

・不等号 (< ; 小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・0.0E±0とは、 $0.0 \times 10^{+0}$ であることを意味する。

(例)  $3.1E+01$ は $3.1 \times 10^1$ で31,  $3.1E+00$ は $3.1 \times 10^0$ で3.1,  $3.1E-01$ は $3.1 \times 10^{-1}$ で0.31と読み。

・Sr-90以外は概にお知らせ済み。

※1 WHOの飲料水水質ガイドラインにおける、H-3, Sr-90, Cs-134, Cs-137の指標

・分析結果の評価については「福島第一原子力発電所の状況について (日報)」を参照 <https://www.tepco.co.jp/press/report/>

2023年12月5日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー

### 海水分析結果<発電所から3km以内> (全β・γ)

試料名称	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1F 5,6号機放水口北側 (T-1)	2023/12/04 06:45	1.0E+01	< 8.0E-01	< 8.7E-01
1F 南放水口付近 (T-2)	2023/12/04 07:40	7.2E+00	< 8.9E-01	< 8.1E-01
1F 北防波堤北側 (T-0-1)	2023/12/04 07:13	1.5E+01	< 3.4E-01	< 3.2E-01
1F 港湾口北東側 (T-0-1A)	2023/12/04 07:30	< 1.3E+01	< 3.0E-01	< 3.1E-01
1F 港湾口東側 (T-0-2)	2023/12/04 07:40	< 1.3E+01	< 3.4E-01	< 2.6E-01
1F 港湾口南東側 (T-0-3A)	2023/12/04 07:46	1.4E+01	< 3.3E-01	< 2.5E-01
1F 南防波堤南側 (T-0-3)	2023/12/04 07:59	< 1.3E+01	< 3.1E-01	< 3.0E-01
1F 敷地北側沖合1.5km (T-A1)	2023/12/04 07:23	—	< 2.9E-01	< 2.3E-01
1F 敷地沖合1.5km (T-A2)	2023/12/04 07:36	—	< 2.8E-01	< 3.2E-01
1F 敷地南側沖合1.5km (T-A3)	2023/12/04 07:51	—	< 3.4E-01	< 2.7E-01
WHOの飲料水水質ガイドライン※1			1.0E+01	1.0E+01

・不等号 (<:小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・ $0.0E\pm 0$ とは、 $0.0 \times 10^{\pm 0}$ であることを意味する。

・(例)  $3.1E+01$ は $3.1 \times 10^1$ で31,  $3.1E+00$ は $3.1 \times 10^0$ で3.1,  $3.1E-01$ は $3.1 \times 10^{-1}$ で0.31と読む。

※1 WHOの飲料水水質ガイドラインにおける, Cs-134, Cs-137の指標

・分析結果の評価については「福島第一原子力発電所の状況について (日報)」を参照 <https://www.tepco.co.jp/press/report/>

2023年12月5日

東京電力ホールディングス株式会社

福島第一廃炉推進カンパニー

## 地下貯水槽(周辺観測孔)分析結果(全β)

採取地点	採取日時	分析項目
		全β (Bq/L)
地下貯水槽 周辺観測孔 (I~III)	A1	—
	A2	2023/12/04 07:55
	A3	2023/12/04 08:00
	A4	2023/12/04 08:05
	A5	—
	A6	—
	A7	—
	A8	—
	A9	—
	A10	—
	A11	—
	A12	—
	A13	—
	A14	—
	A15	—
	A16	—
	A17	—
	A18	—
	A19	—

・不等号(<:小なり)は、検出限界値未満(ND)を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・ $0.0E\pm 0$ とは、 $0.0 \times 10^{\pm 0}$ であることを意味する。

(例)  $3.1E+01$ は $3.1 \times 10^1$ で31,  $3.1E+00$ は $3.1 \times 10^0$ で3.1,  $3.1E-01$ は $3.1 \times 10^{-1}$ で0.31と読む。



2023年12月5日

東京電力ホールディングス株式会社

福島第一廃炉推進カンパニー

## 地下貯水槽（ドレン孔・検知孔・海側観測孔）分析結果（全β）

採取地点		採取日時	分析項目
			全β (Bq/L)
地下貯水槽 (ドレン孔水)	i	北東側	—
		南西側	—
	ii	北東側	—
		南西側	—
	iii	北東側	2023/12/04 08:20
		南西側	—
	vi	北西側	—
		南東側	—
地下貯水槽 (漏えい検知孔水)	i	北東側	—
		南西側	—
	ii	北東側	—
		南西側	—
	iii	北東側	—
		南西側	—
海側観測孔	②	2023/12/04 07:41	< 2.0E+01
	⑦	—	—
	⑧	—	—

・不等号 (<:小なり) は、検出限界値未満 (ND)を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・ $0.0E\pm 0$ とは、 $0.0 \times 10^{\pm 0}$ であることを意味する。

(例)  $3.1E+01$ は $3.1 \times 10^1$ で31,  $3.1E+00$ は $3.1 \times 10^0$ で3.1,  $3.1E-01$ は $3.1 \times 10^{-1}$ で0.31と読む。

2023年12月5日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所推進カンパニー

### サブドレン・地下水ドレン浄化水 排水前分析結果

試料名称	採取日時	貯水量 (m <sup>3</sup> )	分析機関	分析項目					その他 γ核種
				全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)		
一時貯水タンク (サンブルタンク) K	2023/12/01 09:05	1,030	東京電力	< 6.4E-01	7.2E+02	< 7.5E-01	< 7.8E-01		検出なし
			東北緑化環境保全 (株)	< 3.8E-01	7.5E+02	< 5.2E-01	< 6.2E-01		検出なし
運用目標				3.0E+00 (1.0E+00) ※1	1.5E+03	1.0E+00	1.0E+00		検出されないうこと※2
告示濃度限度※3					6.0E+04	6.0E+01	9.0E+01		
WHO飲料水水質ガイドライン					1.0E+04	1.0E+01	1.0E+01		

・不等号 (<:小なり) は、検出限界値未満 (ND)を表す。

・0.0E+0とは、0.0×10<sup>0</sup>であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10<sup>1</sup>で31, 3.1E+00は3.1×10<sup>0</sup>で3.1, 3.1E-01は3.1×10<sup>-1</sup>で0.31と読む。

※1 運用目標の全βについては、10日に1回程度、検出限界値を1 Bq/Lに下げて分析を実施。

※2 Cs-134,Cs-137の検出限界値「1Bq/L未満」を確認する測定にて検出されないうこと (天然核種を除く)。

※3 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防漏に關する規程に定める告示濃度限度

(別表第一第六欄：周辺監視区域外の水中の濃度限度[本表では、Bq/cm<sup>3</sup>の表記をBq/Lに換算した値を記載])

東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

発信時刻 16 時 34 分

様式 9-1

第 25 条報告

送信枚数 ( 1 / 2 )

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第 25209 報)

2023 年 12 月 5 日

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第 25 条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー  
福島第一原子力発電所  
原子力防災管理者 田南 達也

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第 25 条第 2 項の規定に基づき, 応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原 2 2
特定事象の発生箇所 (注 1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻 (注 1)	2011 年 (平成 23 年) 3 月 11 日 16 時 36 分 (24 時間表示)
特定事象の種類 (注 1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第 6 条第 4 項第 4 号, 省令第 21 条第 1 項ロ)
発生事象と対応の概要 (注 2) (注 3)	<p>(対応日時, 対応の概要)</p> <p>本日 15 時 53 分、屋外 No4、No5 軽油タンク西側・燃料移送ポンプ堰内の燃料移送配管の端部から油が漏えいしたことを当社社員が発見しました。</p> <p>状況は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発見時刻 15 時 53 分</li> <li>・発生場所 発電所構内 屋外 No4、No5 軽油タンク西側 燃料移送ポンプ堰内</li> <li>・発見者 当社社員</li> <li>・漏えい範囲 約 30 cm × 30 cm × 1 mm</li> <li>・漏えい継続の有無 配管からの油の漏えいは、数秒程度で停止したが、念のため、燃料移送ポンプを停止した。</li> </ul> <p>・双葉消防本部への連絡時刻 16 時 04 分</p> <p>周辺に火気、可燃物はありません。 現在、現場状況を確認しており、状況が分かり次第お知らせします。</p> <p>【公表区分：E】</p> <p>※添付の有り・<del>無し</del> (注 4)</p>
その他の事項の対応 (注 5)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

(注 1) 最初に発生した特定事象の発生箇所, 発生時刻, 種類について記載する。

(注 2) 設備機器の状況, 故障機器の応急復旧, 拡大防止措置等の時刻, 場所, 内容について発生時刻順に記載する。

(注 3) 当該原子力事業所所在市町村において震度 6 弱以上の地震が発生した場合, また震度によらず警戒事態該当事象または特定事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は, その発生日時, 観測用地震計の加

速度 gal 数 (水平方向, 鉛直方向) を記入する。

(注4) 新たに警戒事態該当事象または特定事象が発生した場合は, 本様式に加えて様式9-1添付を用いて報告する。なお, 様式9-1添付を用いた報告は当該事象が非該当となるまで継続して行う。

(注5) 緊急時対策本部の設置状況, 被ばく患者発生状況等について記載する。

東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

発信時刻

18 時 00 分

様式 9-1

第 25 条 報告

送信枚数 ( 1 / 1 )

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第 2 5 2 1 0 報)

2023 年 12 月 5 日

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第 2 5 条 報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー  
福島第一原子力発電所  
原子力防災管理者 田南 達也

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第 2 5 条第 2 項の規定に基づき, 応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原 2 2
特定事象の発生箇所 (注 1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻 (注 1)	2011 年 (平成 23 年) 3 月 11 日 16 時 36 分 (24 時間表示)
特定事象の種類 (注 1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第 6 条第 4 項第 4 号, 省令第 2 1 条第 1 項ロ)
発生事象と対応の概要 (注 2) (注 3)	(対応日時, 対応の概要) 第 2 5 2 0 9 報でお知らせした、屋外 No4、No5 軽油タンク西側 燃料移送ポンプ堰内の燃料移送配管の端部から油が漏えいしたことについて、その後の状況をお知らせします。  本事象については、宮岡消防署により 16 時 36 分に「油漏れ事象」と判断されました。また、漏えいした油について、中和処理を行い、その後、吸着マットによる油回収を 17 時 40 分に完了いたしました。  【公表区分: E 続】  ※添付の有り・ <del>無し</del> (注 4)
その他の事項の対応 (注 5)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

(注 1) 最初に発生した特定事象の発生箇所, 発生時刻, 種類について記載する。

(注 2) 設備機器の状況, 故障機器の応急復旧, 拡大防止措置等の時刻, 場所, 内容について発生時刻順に記載する。

(注 3) 当該原子力事業所所在市町村において震度 6 弱以上の地震が発生した場合, また震度によらず警戒事態該当事象または特定事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は, その発生日時, 観測用地震計の加速度 gal 数 (水平方向, 鉛直方向) を記入する。

(注 4) 新たに警戒事態該当事象または特定事象が発生した場合は, 本様式に加えて様式 9-1 添付を用いて報告する。なお, 様式 9-1 添付を用いた報告は当該事象が非該当となるまで継続して行う。

(注 5) 緊急時対策本部の設置状況, 被ばく患者発生状況等について記載する。